

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年3月23日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            3番 高橋 誠一            4番 峠田 一徳  
5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司            7番 本間 仁一  
8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志            10番 小野 博  
11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一            13番 鈴木 正徳
3. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
2番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第 4号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第 9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第11号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第9 議第12号 南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について  
日程第10 議第13号 令和4年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について  
日程第11 承第 1号 事務局職員の任免について

(開会：ときに午後1時30分)

6. 会議の要領  
議長（高橋会長）

令和4年3月16日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。

また、遅刻する旨の届出あった委員は、2番 黒澤ちよ子委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。4番 峠田一徳委員、5番 浅野厚司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員	4番 峠田 一徳 委員
	5番 浅野 厚司 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第4号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第4号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年3月1日付け農第1072号で、南陽市長から本委員会に対し、3月1日付けで10件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第4号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が13件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第5号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。はじめに、3ページをご覧ください。

1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計6,948㎡を、第三者へ賃貸借するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計3,987㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3,037㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4番、5番につきましては、円滑化事業の解約になります。円滑化団体の山形おきたま農協を介した、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計8,056㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった■■■■の相続人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,457㎡を、借入人の申出により、合意解約するものです。

7番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,064㎡を、第三者へ賃貸するため、合意解約するものです。

8番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 6,686㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

9番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,150㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

10番、11番につきましては、円滑化事業の解約になります。円滑化団体の山形おきたま農協を介した、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計4,223㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 1 2 番、1 3 番につきましても、円滑化事業の解約になります。円滑化団体の山形おきたま農協を介した、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 合計 4, 8 0 8 m<sup>2</sup>を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第 5 号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第 6 議第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第 3 条の規定により、本委員会に対し所有権移転 5 件、賃借権設定 6 件、使用貸借権設定 1 件、合計 1 2 件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第 3 条第 2 項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第 9 号について、ご説明申し上げます。議案書は 5 ページから 7 ページになります。はじめに、5 ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1 番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 9 7 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。なお、登記面積は 9 7 m<sup>2</sup>ですが、現地は 1 5 0 0 m<sup>2</sup>あり、双方とも現地面積と登記面積に相違があることは確認済みです。

2 番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 3 7 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3 番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外 1 筆の田 合計 7 2 5 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4 番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外 4 筆の田 合計 2, 0 0 4 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5 番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外 3 筆の田 合計 1, 4 0 0. 5 2 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長

次に、6ページをご覧ください。賃貸借権移転の申請となります。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 畑 627㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 田 4,019㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 外2筆の田 2,610㎡について、新規の1年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 田 1,064㎡について、新規の1年で、毎年12月25日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計7,595㎡について、新規の1年で、毎年12月25日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので  
▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計5,086㎡について、新規の5年で、毎年10月20日支払、物納となっております。

次に、7ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、  
▲▲字▲▲ 外10筆 田が2,953㎡ 畑が1,939㎡ 合計4,892㎡を新規の20年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、議第9号1番の現地調査について、13番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

13番  
（鈴木正徳委員）

3月22日に現地を確認してまいりました。現地はぶどうが栽培されていて、ハウス施設があります。■■■■は、今年の秋から管理しているようです。周辺農地への影響は無いことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査については、3番 高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番  
（高橋誠一委員）

3月22日に現地調査を行ってまいりました。残雪があったものの、確然と管理されていることを確認してまいりましたので報告いたします。

議長（高橋会長）

3番及び6番、9番、10番の現地調査については、私が調査いたしましたので、私から報告いたします。

議長（高橋会長） 昨日、一昨日とそれぞれ回ってまいりました。畑のほうは何も植えてはおりませんが、草刈りは年に2～3回しているとのこと。  
田んぼのほうは、それぞれ耕作しているところ。雪で全ては分かりませんでしたけども、常に通っているところですので、確認しております。

議長（高橋会長） 次に、4番及び5番の現地調査について、11番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員） 3月21日に現地調査を行ってまいりました。  
4番に関しましては、一部雪のために確認できないところもありましたけども、現地の耕作状況に精通している方に聞き取りをしまして、耕作されており周辺農地への影響も無いそうです。  
5番に関しましては、雪のために確認できませんでしたが、私の農地の隣の田んぼでしたので、耕作されていて周辺農地への影響も無いことを確認しています。

議長（高橋会長） 次に、7番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 3月17日に、鈴木雄一推進委員より調査票を提出していただきました。冬季間のため現地は確認できませんでしたが、隣接地を耕作されている方に営農状況を確認したところ、申請地は全て耕作されており、周辺農地への影響も無いことを確認した、とご報告いただいております。

議長（高橋会長） 次に、8番の現地調査について、竹田壮芳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日朝、竹田壮芳推進委員より報告いただきまして、昨年度まで耕作されていて、電柵もされてイノシシ対策をしながら耕作していたことを確認した、と報告いただいております。

議長（高橋会長） 次に、11番の現地調査について、松田繁徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 先週、松田繁徳推進委員より電話で報告を頂戴しております。申請地は全てが耕作されており、周辺農地へ影響が無いことを確認した、とご報告をいただいております。

議長（高橋会長） ………2番 黒澤ちよ子委員 入室（ときに午後1時46分）……………  
お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第10号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページになります。  
1番につきましては、■■■■が、■■■■外2名から ▲▲字▲▲ 畑 1, 382㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。なお、■■■■は■■■■でいらっしゃいますので、■■■■の駐車場としての申請となっております。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■から ▲▲字▲▲ 畑 272㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、議第10号1番及び2番の現地調査について、10番 小野博委員より、報告をお願いします。

10番  
（小野博委員）　　5条現地確認の報告を行います。  
3月18日に私と渡沢寿委員、山内事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条2件の現地調査を行いました。全ての案件とも積雪で確認できませんでしたが、積雪前の航空写真により、事前着工は無く申請のとおりであったことを確認したことを、ご報告申し上げます。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）　　次に、日程第8 議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長　　ただ今上程されました、議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和4年3月14日付け農第1115号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、39件の賃借権設定及び2件の使用貸借権設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。



議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第11号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は9ページからで、12ページの総括表をご覧ください。賃借権設定が39件で、計画面積が田139,457㎡、樹園地111,098㎡の合計250,555㎡となっております。また、使用貸借が2件で、計画面積が田3,228㎡で、全部の合計が253,783㎡となっております。

13ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきまして、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,534㎡外1筆の合計3,548㎡について、再設定の10年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

2番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地3,253㎡について、再設定の5年で毎年12月25日支払、金納となっております。

3番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地5,918㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

4番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地6,105㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

5番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地3,682㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

6番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地445㎡ 外1筆の合計1,244㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

7番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地3,848㎡

外1筆の合計7,749㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

8番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地

3,932㎡ 外1筆の合計8,770㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

9番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地5,337㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

14頁をお開きください。

10番については、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地 2,054㎡ 外16筆の合計67,373㎡について、再設定の5年で、12月25日支払、金納となっております。

次に、11番から17ページの39番までの29件については、中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。

最初に、11番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 875㎡外6筆の合計8,515㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、12番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,472㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

13番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 604㎡外6筆の合計9,497㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、15ページの14番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 3,523㎡外2筆の合計5,154㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、15番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,006㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

16番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 6,686㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

17番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,150㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

18番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,024㎡外2筆の合計4,223㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

19番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 703㎡外2筆の合計4,808㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、20番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,009㎡外3筆の合計8,056㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

21番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,072㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

22番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2, 461㎡ 外1筆の合計3, 037㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、16ページをご覧ください。

23番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2, 385㎡ 外4筆の合計9, 836㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、24番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 660㎡ 外2筆の合計 6, 360㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、25番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 912㎡ 外5筆の合計10, 732㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、26番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の現況樹園地 1, 224㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、27番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 385㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

28番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 541㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

29番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 031㎡ 外3筆の合計5, 000㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

30番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 280㎡ 外2筆の合計3, 737㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして、17ページをご覧ください。

31番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1, 537㎡ 外2筆の合計3, 987㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

32番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 992㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

山内事務局長補佐

33番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,031㎡ 外2筆の合計3,863㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

34番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 4,706㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

35番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,510㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

36番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,109㎡ 外1筆の合計3,145㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

37番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,511㎡ 外1筆の合計4,463㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、38番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 703㎡ 外7筆の合計9,799㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、39番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 620㎡について、新規の10年、毎年12月20日支払、金納となっております。

続きまして、18ページをご覧ください。使用貸借権2件について申し上げます。

40番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 2,869㎡について、新規の10年契約となっております。

次に、41番については、■■■■とやまがた農業支援センターを介して■■■■の間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 359㎡について、新規の10年契約となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは始めに、議第11号 賃借権設定24番の案件について、審議いたします。

ここで、5番 浅野厚司委員の退席を求めます。

……………浅野 厚司 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの賃借権設定24番の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 浅野厚司委員の復席を求めます。

……………浅野 厚司 委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第11号 賃借権設定24番を除く40件の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第12号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第12号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和4年3月7日付け農第1083号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、計画の変更について意見を求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 衣袋農政係長の補足説明を求めます。

農林課  
衣袋農政係長 今回、南陽農業振興地域整備計画の変更についてご意見を求めますのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によるもので、法第12条の2の規定による5年に1度の基礎調査に伴う、いわゆる総合見直しの内容についてです。  
具体的な内容につきましては、事前にお配りしました計画書本体、基礎資料及び附図をご覧ください。  
なお、附図1号土地計画利用図に記載しております、農用地区域計画の変更につきまして補足しますが、漆山地区及び池黒地区において、現在進められている農地整備事業の追加要望箇所に関連し、一部農用地区域への編入を行い、一方で、山間部等を中心に今後も耕作が見込めない土地や、農用地区域とすることが適当とされない土地、都市公園区域や道路用地、水路などについては、農用地区域から除外しております。  
面積としては編入が約17ヘクタール、除外が約16.7ヘクタールで、約0.3ヘクタールの増となっています。  
以上、農業振興地域整備計画を変更することについて、ご了承くださいますよう、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

- 議長（高橋会長） 変更を妥当とすることが全員と認めます。  
よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第13号「令和4年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 安部事務局長 ただ今上程されました、議第13号「令和4年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。  
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。  
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第13号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は21ページからになります。  
令和4年度南陽市農業委員会活動方針案等につきましては、ただいま事務局長から説明がありまして、これまで振興専門委員会でご協議、作成しました原案を、2月の運営委員会及び最適化推進会議でご承認いただきまして、本日、総会にご提案申し上げます。  
最初に、22ページをご覧ください。  
活動方針案につきましては、1番の基本方針において、令和3年4月の凍霜害等自然災害や新型コロナウイルス感染症による影響等、直近の農業情勢を加筆、修正を加えたものとなります。  
2番の活動方針につきましては、農業委員会としてこれまでと大きく変わることはありませんので、前年度と同様の方針で進めてまいりたいと考えております。  
つづきまして、23ページをご覧ください。活動計画案につきましては、農業委員会としてこれまでと大きく変わることはありませんが、2番の農業施策に関する意見書の作成・提出の部分について、来年度は改選1年目で意見書作成の年となりますので①は、意見書の「作成」の記載とし、②は緊急を要する場合の意見書の「作成・提出」の項目を新たに設けたものです。  
また、24ページのⅢ農政、農業振興関係事務事業の②に、今国あげて積極的に取り組んでいる人・農地プランにおける文言を追加しております。  
その他、引き続き次年度も、今年度同様の活動を進めていく内容になっております。以上でございます。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第11 承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。  
ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

…………事務局職員 退席…………

議長（高橋会長） 提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。  
事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、農業委員会が任免すると規定されております。  
このことから委員会の承認を求めるものでございます。  
なお、職員への内示につきましては、明日24日の1時予定となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。  
内容につきましては、会長より申し上げます。

議長（高橋会長） それでは私より申し上げます。  
本日、市長より内示がございました。結果につきましては、別紙のとおりです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） ここで、事務局職員の復席を求めます。

…………事務局職員 復席…………



議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年3月16日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後2時21分）